改正

平成12年12月14日条例第50号 平成14年9月18日条例第33号 平成16年3月17日条例第8号 平成17年3月16日条例第9号 平成18年9月29日条例第35号 平成19年3月13日条例第11号 平成20年3月19日条例第10号 平成23年5月13日条例第13号 平成24年3月15日条例第7号

大和高田市乳幼児医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児を養育している者に対し、当該乳幼児に係る医療費の一部を助成し、 もって乳幼児の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(助成要件)

- 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者である乳幼児又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である乳幼児を主として養育している者とし、この場合においての乳幼児は、大和高田市に住所を有する者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する児童福祉施設に入所している乳幼児の保護者
 - (3) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成8年条例第34号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

(4) 大和高田市心身障害者医療費助成条例(平成8年条例第33号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

- 第4条 医療費の助成は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の 法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によ って対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。) を対象者に支給して行うものとする。
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する食事療養標準負担額
 - (2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額
 - (3) 市長が規則で定める額
- 2 第三者行為による医療費の助成は行わないものとする。

(証明書の交付等)

- **第5条** 市長は、対象者に対し規則で定めるところにより医療費の対象となる乳幼児であることを示す証明書を交付するものとする。
- 2 対象者は、当該証明書を健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局において乳幼児が医療を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

第6条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

- 第7条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。 (助成金の返還)
- **第8条** 偽りその他不正の手段によって、この条例による助成金の支給を受けた者があるときは、 市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給者資格登録等の停止)

第9条 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格登録及び助成金の支給を停止することができる。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、

当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項第3号の規定は、平成9年4月1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の大和高田市医療費助成条例(昭和46年条例第36号)の規定によりされた乳幼児に対する医療費の助成は、この条例の規定による医療費の助成とみなす。
- 3 この条例の施行の日から平成9年3月31日までの間における乳幼児に係る医療費の助成については、第2条第1号の規定中「満3歳」とあるのは「満2歳」と読み替えるものとする。

附 則 (平成12年12月14日条例第50号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月18日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後 に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成 については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年3月17日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和高田市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に 係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前 の例による。

附 則(平成17年3月16日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第1条中大和高田市乳幼児医療費助成条例第3条第2項第1号の改正規定、第2条中大和高田市母子医療費助成条例第3条の2の改正規定及び第4条中大和高田市心身障害者医療費助成条例第2条第1項第3号及び第4号の改正規定は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市乳幼児医療費助成条例の規定、大和高田市母子医療費助成 条例の規定、大和高田市老人医療費助成条例の規定及び大和高田市心身障害者医療費助成条例の 規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に 行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(有効期限)

3 改正後の大和高田市老人医療費助成条例は、平成22年7月31日限り、その効力を失う。ただし、 同日までに受けた医療に対する医療費の助成については、改正後の大和高田市老人医療費助成条 例は、なおその効力を有する。

附 則(平成18年9月29日条例第35号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月13日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後 に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成 については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月19日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月13日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年3月15日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後 に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成 については、なお従前の例による。